

「電気事業者ごとの基礎排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表について」 の改正案について

改正の背景

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づく事業者別排出係数の算出方法等に係る検討会（第18回会合）（以下「係数検討会」という。）において、現行の係数算出方法における課題と対応について議論が行われた。

係数検討会での議論を踏まえ、今般、「電気事業者ごとの基礎排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表について」（20240517 産局第1号・20240522 資庁第1号・環地温発第2405225号。以下「通達」という。）を改正する。

改正の概要

（1）新しい排出係数の整備

現行の通達では、各小売電気事業者の電源構成に基づく「基礎排出係数」と、基礎排出係数に環境価値の取引を反映した「調整後排出係数」の2種類が存在する。このうち基礎排出係数の算出においては、調整後排出係数の算出では環境価値を有しないとされる「抜け殻電気」が排出ゼロと扱われていたり、非化石証書等による排出削減効果が反映されていなかったりするなど、環境価値に対する費用負担と得られる環境価値に齟齬が生じている。

また、現行の通達における調整後排出係数は、再生可能エネルギー電気に由来しないクレジット等による調整も可能とされており、国際的なイニシアティブに整合していない可能性が指摘されている。

このため、「抜け殻電気」に関する環境価値の齟齬を是正し、かつ、国際的なイニシアティブに整合する方法で排出削減効果を反映できるよう、新たな排出係数を整備する。

（2）現行の通達における基礎排出係数の名称変更

（1）の変更に伴い、需要家が排出量の報告に使用する係数は、新しい「基礎排出係数」と現行の通達における「調整後排出係数」の2種類となる。しかし、現行の通達における基礎排出係数も、小売電気事業者による電気の卸取引や全国平均係数の算出の際に使用するため、小売電気事業者が算出する必要がある。

このため、現行の通達における基礎排出係数の算出方法を維持したまま、当該名称を「未調整排出係数」に変更する。